

新清掃工場関連付帯施設整備事業PFIアドバイザー
業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

令和6年4月

成田市環境部環境計画課

目 次

1. 業務目的	2
2. 業務概要	2
3. 提案限度額	2
4. 参加資格	2
5. スケジュール	3
6. 公募方法	3
7. 審査方法及び評価基準	4
8. プロポーザル募集から契約締結までの手続き	4

別記 評価基準

1. 業務目的

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づき、新清掃工場関連付帯施設の整備及び運営に関する事業（以下「本事業」という。）を推進するにあたり、高度な技術力、法務及び財務等の専門知識の提供などにより、本事業を実施しようとする民間事業者の公募から選定に係る一連の支援を行う新清掃工場関連付帯施設整備事業PFIアドバイザー業務（以下「本業務」という。）を実施する。

2. 業務概要

(1) 業務名称

新清掃工場関連付帯施設整備事業PFIアドバイザー業務委託

(2) 発注者及び発注方法

①発注者：成田市

②発注方法：専門的知識を有する事業者から広く提案を受け、本業務に最も適した事業者を選定することができる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を採用する。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 業務内容

別紙の本業務委託仕様書のとおりとする。

また、新清掃工場関連付帯施設基本計画書及び同基本設計業務報告書を参考とする。新清掃工場関連付帯施設基本計画書等のデータは、P5「8-2 プロポーザル参加表明（5）提出先及び問い合わせ先」に問い合わせること。

3. 提案限度額

提案金額は、41,866,000円（消費税及び地方消費税10%を含む）を上限とする。提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

年度別事業費上限額 令和6年度 16,746,400円（消費税及び地方消費税10%を含む）

令和7年度 残額

4. 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

① 本プロポーザルの参加募集開始の日までに令和6・7年度成田市工事等入札参加

業者資格者名簿の「測量等」部門に登録されている者。

- ② 建築士法（昭和25年法律第202号。）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する技術者を配置できる者。
- ③ 官公庁が発注したPFI法に基づく事業におけるアドバイザー業務について、元請として受注し、平成26年4月1日から本プロポーザルの参加募集開始の日までに完了させた実績を有する者。（PFI導入可能性調査は含まない。）
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア. 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本プロポーザルの参加募集開始日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。

イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ. 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

エ. 本プロポーザルの参加募集開始の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成24年4月1日制定）に基づく指名停止措置、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年4月1日制定）に基づく入札参加除外を受けている者。

- (2) 公募開始日時点において上記（1）の要件を満たしていた者が、契約締結までに要件を満たさなくなった場合には、その時点で参加資格を失う。

5. スケジュール

公募開始から受注者決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

①	公募開始（参加募集開始の日）	令和6年4月19日（金）
②	質問書の受付締切	令和6年4月26日（金）（必着）
③	質問回答	令和6年5月 2日（木）
④	プロポーザル参加表明の受付締切	令和6年5月 8日（水）（必着）
⑤	企画提案書の受付締切	令和6年5月16日（木）（必着）
⑥	第一次審査結果の通知	令和6年5月23日（木）
⑦	第二次審査（プレゼンテーション）	令和6年5月28日（火）
⑧	選定結果及び受注者決定の通知	令和6年6月中旬（予定）

6. 公募方法

- (1) 公募開始年月日

令和6年4月19日（金）

(2) 公募関係資料の配布方法

印刷物での配布は行わないため、成田市ホームページからダウンロードすること。

(https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page0126_00096.html)

7. 審査方法及び評価基準

本プロポーザルは、「新清掃工場関連付帯施設整備事業PFIアドバイザー業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)第2条に規定する選定審査委員会が評価を行い、本業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

第一次審査は書類審査(配点は別記評価基準のとおり)とし、提案者が5者以上のときは、評価点の高い者から順に第二次審査に進出する者を4者以下に選定する。ただし、提案者が4者以下のときは、全提案者を第二次審査に進出させる。

第二次審査はプレゼンテーションによる審査(配点は別記評価基準のとおり)とする。

第一次審査と第二次審査の評価点を合計して順位を決定し、評価点数の合計が、配点合計の6割以上の者を合格とする。配点合計が第一位の者を優先交渉権者とする。

8. プロポーザル募集から契約締結までの手続き

8-1. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに係る質問は、以下のとおり受け付ける。

なお、電話などによる口頭での問い合わせ及び再質問には対応しない。

- ① 受付期限：令和6年4月26日(金)17時まで(必着)
- ② 質問方法：質問書(様式1)を記載した上で、③の電子メールアドレスに電子メールで送信するものとし、電話で着信確認を行うこと。
- ③ 電子メールアドレス：kankei@city.narita.chiba.jp
- ④ 電子メールの件名：新清掃工場関連付帯施設整備事業PFIアドバイザー業務委託質問書(法人名)

(2) 回答方法

質問事項への回答は、令和6年5月2日(木)までに成田市ホームページに掲載する。

(https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page0126_00096.html)

8-2. プロポーザル参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うものとする。

(1) 提出書類 (各1部)

- ① 参加申請書 (様式2)
- ② 法人の概要 (様式3)
- ③ 業務実績調書 (様式4)
- ④ 配置予定技術者調書 (様式5)

(2) 提出書類の作成に係る留意事項

ア. 業務実績調書 (様式4)

- ・該当する実績をすべて記載し、契約書の写し等参加要件を満たすことを示す書面を添付すること。

イ. 配置予定技術者調書 (様式5)

- ・本業務を実施する際の配置予定管理技術者を含む配置予定技術者を記載すること。
- ・配置予定管理技術者又は配置予定担当技術者のいずれかに○をすること。
- ・氏名、生年月日及び年齢を記載すること。
- ・所属する部署及び役職等を記載すること。
- ・担当者の実務年数を記載すること。
- ・保有資格を記載し、証明書類を添付すること。(必要に応じて行を追加して記載すること。)
- ・様式4で記載した業務実績のうち、担当した業務をすべて記載すること。(必要に応じて行を追加して記載すること。)
- ・これまでの経歴や実績、能力等から本業務に関してアピールできる点を記載すること。

(3) 提出期限

令和6年5月8日(水)まで(必着)

受付時間は、平日の9時から17時までとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送とし、いずれの場合においても受付時間外の提出は受理しない。

郵送の場合は、配達業者の事情は一切考慮しないので注意すること。

持参の場合は、書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

(5) 提出先及び問い合わせ先

〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地

成田市環境部環境計画課

電話番号：0476-20-1533 (直通) 担当：仲嶋、篠塚、岩井

8-3. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書等提出届（様式6）
- ② 法人の概要（様式3。参加申請時に提出したものと同一ものを添付すること。）
- ③ 業務実績調書（様式4。参加申請時に提出したものと同一ものを添付すること。）
- ④ 配置予定技術者調書（様式5。参加申請時に提出したものと同一ものを添付すること。）
- ⑤ 企画提案書（任意様式）
 - ア. 業務実施体制
 - イ. 業務実施方針
 - ウ. 業務スケジュール
 - エ. 審査委員会の運営支援、契約締結等に係る支援
 - オ. テーマ（1）「最適な事業スキームの検討について」
 - カ. テーマ（2）「良好な民間事業者提案を受ける手法について」
 - キ. テーマ（3）「本事業の特性を踏まえた取組について」

⑥ 見積書（内訳書添付）

⑦ その他必要と思われる資料

※①～⑦の順序でインデックスを付け、A4縦フラットファイルに左綴じで作成し、正本1部、副本10部を提出すること。

(2) 提出書類の作成に係る留意事項

ア. 企画提案書等提出届（様式6）

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
- ・連絡先等については、本プロポーザルについて、本市から連絡を受ける部署、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

イ. 企画提案書

- ・A4判で片面10枚まで（表紙及び目次を除く。A3を使用する場合は横折り込みとする。A3判は1枚につきA4判2ページと換算する。）
- ・内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者でも容易に理解できるよう配慮すること。

ウ. 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
- ・提案金額の上限を超えないようにすること。
- ・内訳書を添付すること。
- ・消費税及び地方消費税の税率は、10%として見積ること。

(3) 提出期限

令和6年5月16日（木）まで（必着）
受付時間は、平日の9時から17時までとする。

（4）提出方法

P5「8-2 プロポーザル参加表明（4）提出方法」と同じ。

（5）提出先及び問い合わせ先

P5「8-2 プロポーザル参加表明（5）提出先及び問い合わせ先」と同じ。

（6）企画提案書全般に係る留意事項

- ① 参加希望者一法人につき、提案は一件とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。
- ④ 提出された企画提案書は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑤ 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ⑥ 提出された企画提案書を公表する場合、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑦ 実施要領第6条の各号のいずれかに該当する提案は無効とする。

8-4. 第一次審査

審査選定委員会は、提出された企画提案書の内容について、別記評価基準に従って第一次審査を行い、上位4者以下を選定する。（提案者が4者以下の場合は、全提案者を選定する。）

選定結果については、令和6年5月23日（木）に参加申請書（様式2）に記載された担当者の電子メールアドレス宛に通知するとともに、後日文書で通知する。

8-5. 第二次審査

企画提案書をもとにプレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションは、本業務を受注した場合の管理技術者が行うこととし、持ち時間は30分以内（20分程度の企画提案と10分程度の質疑応答）とする。

説明は、提出した企画提案書に記述された文章、図、イラスト等の範囲内で行うこととし、追加資料の配布や使用は一切認めない。

第二次審査の実施日時については、令和6年5月28日（火）とし、詳細な時間及び参加人数等については、第一次審査の結果通知時に連絡する。また、プロジェクター及びスクリーンについては、本市において用意する。

なお、審査の順番は、企画提案書の提出の早い順から先に行うものとする。

8-6. 受注者の決定

(1) 優先交渉権者の確定

第一次審査と第二次審査の評価点を合計して決定した、評価順位が第一位の者を、実施要領第5条の規定により優先交渉権者として確定するものとする。

最高点の者が複数いる場合は、次の順に優先交渉権者を決定する。

- ① 見積価格の評価点数を除いた評価点の合計が高い者
- ② 評価項目のテーマ1からテーマ3までの合計点が高い者
- ③ くじ引き

プロポーザル参加者が1者の場合にあっては、第一次審査と第二次審査の評価点数の合計が配点合計の6割以上のときに優先交渉権者として決定する。

審査の経過及び内容に関する問い合わせには応じない。また、選定結果に対する一切の異議申し立ては受け付けない。

企画提案書の提出者がいない場合は、再度公募する場合がある。

(2) 選定結果の通知

結果は、実施要領に基づいて開催された、選定審査委員会の結果を各提案者に通知するものとする。

なお、通知する結果は当該提案者に関する結果のみとする。

(3) 受注者の決定

優先交渉権者は、企画提案書の内容等に基づき、契約締結に向けた諸条件について、本市と協議を行った上で、仕様書を確定させた後、あらためて見積書を提出するものとする。ただし、提案の内容がすべて契約仕様書に盛り込まれるものとは限らない。

協議が調い次第、市長は優先交渉権者を受注者として決定し、契約手続きを行う。

なお、協議が調わない場合、次点交渉権者と協議により契約を締結する場合がある。

8-7. その他

(1) 評価項目と配点

別記評価基準のとおりとする。

(2) 参加の辞退

プロポーザルの参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかにP5「8-2 プロポーザル参加表明 (5) 提出先及び問い合わせ先」に連絡するとともに、参加辞退届(様式7)に辞退の理由を明記して提出すること。

(3) 選定結果の公表

成田市ホームページにおいて、選定結果を公表する。

別記

評価基準

評価項目		内容及び評価方法	配点	
			第一次 審査	第二次 審査
業務実績	法人の業務実績	・業務実績について、本業務の遂行に必要な受注実績を有しているか。	10	—
	予定管理技術者の業務実績	・予定管理技術者は、同種業務（※1）などの実績を有しているか。	5	—
	予定担当技術者の業務実績	・予定担当技術者は、同種業務（※1）などの実績を有しているか。	5	—
提案内容	業務実施体制	・本業務の実施体制について、技術者等の人数や関係資格（※2）は十分に確保されているか。 ・業務の遅延等の場合における、社内のバックアップ体制は図られているか。	—	5
	業務実施方針、業務スケジュール	・新清掃工場関連付帯施設基本計画、同基本設計及び本業務委託仕様書等を十分に理解した上で、業務実施方針が提案されているか。 ・業務内容に具体性があり、無理のない業務スケジュールが検討されているか。	—	10
	審査委員会の運営支援、契約締結等に係る支援	・審査委員会の運営について、適切な支援が提案されているか。 ・基本協定、契約締結等について、適切な支援が提案されているか。	—	10
	テーマ（1） 「最適な事業スキームの検討について」	・メリットやデメリットが整理された検討方法が示されているか。 ・民間事業者の参画意欲が高まる事業スキームが検討されているか。	—	15
	テーマ（2） 「良好な民間事業者提案を受ける手法について」	・実施方針、特定事業、入札説明書及び要求水準書等の作成支援において、十分に民間事業者のノウハウを發揮した提案が受けられるよう検討されているか。	—	15
	テーマ（3） 「本事業の特性を踏まえた取組について」	・立地や周辺環境などの諸条件を踏まえ、事業特性や課題が整理されているか。 ・民間事業者からの提案を引き出す手法が検討されているか。	—	15
見積価格		見積金額の評価（※3）	10	—
小計			30	70
合計		（※4）（※5）	100	

※1 同種とは、25メートルプール、温浴施設又はスポーツジムを有する施設をいう。

- ※2 関連資格とは、一級建築士その他本業務の実施に関する資格をいう。
- ※3 上限額の範囲内で価格が低い者から次のとおりとする。
 - ① プロポーザル参加者が5者以上：10点、8点、6点、4点、2点（5者目以降は同じ）
 - ② プロポーザル参加者が4者：10点、8点、6点、4点
 - ③ プロポーザル参加者が3者：10点、8点、6点
 - ④ プロポーザル参加者が2者：8点、6点
 - ⑤ プロポーザル参加者が1者：6点
- ※4 評価点数の合計が配点合計の6割以上を合格とする。
- ※5 最高点の者が複数いる場合は、次の順に優先交渉権者を決定する。
 - ① 見積価格の評価点数を除いた評価点の合計が高い者
 - ② 評価項目のテーマ1からテーマ3までの合計点が高い者
 - ③ くじ引き